

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 7 月 19 日 (火) 第 329 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

教 育 委 員 会 規 則

○鹿 児 島 県 立 特 別 支 援 学 校 学 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (義 務 教 育 課 取 扱 い) 1

教 育 委 員 会 規 則

鹿 児 島 県 立 特 別 支 援 学 校 学 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 4 年 7 月 19 日

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 東 條 広 光

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 5 号

鹿 児 島 県 立 特 別 支 援 学 校 学 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 立 特 別 支 援 学 校 学 則 (昭 和 31 年 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 10 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

別 表 中

| | | | | | | | |
|-------------------------------------|---------|-------------------------|--------|-------|-----|------|-------|
| 鹿 児 島 県 立 桜 丘 養 護 学 校 | 鹿 児 島 市 | 知 的 障 害 体 不 自 由 | 肢 | 小 学 部 | 6 年 | | を |
| | | | | 中 学 部 | 3 年 | | |
| 鹿 児 島 県 立 桜 丘 養 護 学 校 | 鹿 児 島 市 | 知 的 障 害 体 不 自 由 | 肢 | 小 学 部 | 6 年 | | に 改 め |
| | | | | 中 学 部 | 3 年 | | |
| 鹿 児 島 県 立 鹿 児 島 南 特 別 支 援 学 校 | 鹿 児 島 市 | 知 的 障 害 体 不 自 由 弱 | 肢 病 | 小 学 部 | 6 年 | 普通 科 | |
| | | | | 中 学 部 | 3 年 | | |
| | | | | 高 等 部 | 3 年 | | |

る。

附 則

こ の 規 則 は , 令 和 4 年 7 月 21 日 か ら 施 行 す る。